

○国立大学法人金沢大学における毒物及び劇物の管理に係る取扱要領

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 208 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人金沢大学における毒物及び劇物(以下「毒物等」という。)の管理について、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。), その他の法令及び国立大学法人金沢大学固定資産等管理規程(以下「固定資産等管理規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 毒物等 法第 2 条に掲げるものをいう。

(2) 部局 金沢大学学則第 22 条第 1 項に定める部局(グローバル人材育成推進機構を除く。), 学内共同利用施設, 人間社会学域学校教育学類附属学校(附属幼稚園, 附属小学校, 附属中学校, 附属高等学校及び附属特別支援学校のことをいう。), 事務局及び総合技術部をいう。

(3) 部局長 前号に定める部局の長をいう。

(毒物等の管理体制)

第 3 条 部局に、毒物等を適正に管理するため、管理責任者及び副管理責任者(以下「管理責任者等」という。)を置くものとする。

2 副管理責任者は、管理責任者を補佐し、管理責任者が出張、疾病その他の事故等により職務を行うことができない場合は、その職務を行う。

3 部局長は、学類、系統の組織ごとに毒物等に係る物品使用責任者のうちから、管理責任者等を指名しなければならない。ただし、必要がある場合には、組織内の保管場所ごとに管理責任者等を指名することができるものとする。

4 部局長は、必要に応じ、管理責任者から毒物等の管理状況を報告させるとともに、改善措置等を管理責任者に指示するものとする。

(事故等の防止)

第 4 条 管理責任者は、毒物等を計画的に購入し、保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めなければならない。

2 管理責任者は、毒物等の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、毒物等による保健衛生上の危害を防止するため、使用者に対し、安全な取扱方法等について指導しなければならない。

4 使用者は、法令等を遵守するとともに、管理責任者の指導に従わなければならない。

(毒物等の保管方法等)

第5条 毒物等は、地震、盗難等による事故を防止するため、壁又は床に固定し、施錠ができる堅固な金属製の専用保管庫に保管しなければならない。

2 前項に規定する保管庫には、要冷蔵の毒物等を保管する冷蔵庫類及び腐食等防止のために特殊な材質を使用している堅固な保管庫を含むものとする。

3 保管庫は、受払いの開閉時以外は施錠するものとし、鍵は管理責任者が常時管理しなければならない。

4 保管庫には、容器に対する転倒、落下、接触等による破損防止の措置を講じなければならない。

5 毒物等の容器は、毒物と劇物に区分するとともに、密閉し、多段積みを避け、混合又は混触による発火を防止するための措置を講じなければならない。

6 毒物等の容器には、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならない。

(毒物等の表示)

第6条 毒物等の保管庫並びに容器及び被包には、外部から識別できるよう「医薬用外」の文字を表示し、毒物については赤地に白色で「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色で「劇物」の文字を表示しなければならない。

(毒物等の受払い)

第7条 管理責任者は、毒物等の品名、数量、取得年月日、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量を記載する受払簿を備え付け、受払いの都度、適正に記録しなければならない。

2 管理責任者は、払出し後の毒物等の適正な使用を確認するものとする。

3 管理責任者は、定期的に、管理している毒物等の数量を受払簿と照合しなければならない。

(毒物等の処分)

第8条 管理責任者は、使用する見込みのない毒物等については、関係法令及び学内諸規程を遵守の上、廃棄の手続を行わなければならない。ただし、別に学内で使用を希望する職員がいる場合は、前条に準じて受払いを明らかにした上で、管理責任者及び使用者を変更することができるものとする。

2 管理責任者及び使用者は、毒物等の廃液又は空容器等を処分するときは、関係法令及び学内諸規程を遵守の上、保健衛生上の危害が生じる恐れがないように措置しなければならない。

(事故又は紛失時の措置)

第9条 管理責任者は、管理する毒物等が盗難又は紛失したときは、直ちにその旨を部長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 管理責任者は、管理する毒物等の飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみ込み等により保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、直ちに部局長に届け出るとともに、その危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 部局長は、前2項の事故等の届出を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(管理状況の調査)

第10条 部局長は、毒物等の管理状況の調査を年1回行うものとする。ただし、必要がある場合には、当該調査を随時行うことができるものとする。

(手引書等の作成)

第11条 部局長は、この要領に基づく具体的な取扱い等を定めた手引書等を作成するものとする。

第12条 削除

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、毒物等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。